

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の上限額（率）及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、 求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100 % （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の年収換算額の 100 % 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な 相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100 % 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索サービス	着手金 10,000,000 円 活動1日当たり 50,000 円 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100 % 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言サービス	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100 % 手数料負担者は <u>関係雇用主</u> とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度

弊社からの紹介により就職した求職者の方が、就業開始後（入社日を起算日とします）、以下に定める期間に自己都合によって退職（退職日を算定日とします）した場合、退職日から2週間以内に、求人者からその事実を証明する退職届や離職証明書等を弊社へ提出いただいた場合に限り、弊社は求人者より受領した報酬の一部を返還します。ただし、退職が、求人者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

- ・入社後1ヶ月未満に退職した場合、成功報酬の50%
- ・入社後2ヶ月未満に退職した場合、成功報酬の30%
- ・入社後3ヶ月未満に退職した場合、成功報酬の10%

尚、求人者と弊社との契約において、上記と異なる取り決めを行う場合がございます。

許可番号 13ーユー-316715
事業所の名称 株式会社プロテクス
所在地 静岡県浜松市中央区伝馬町312-32
M I テラス浜松 3階

浜松支店